

知って

活用

# 信託制度



法務省

## はじめに

平成18年に制定された信託法は、高齢の方や障害のある方の生活を支援する福祉目的の信託や、企業の資金調達の手段としての信託など、様々な領域で幅広く信託制度を利用することができるようになってきました。

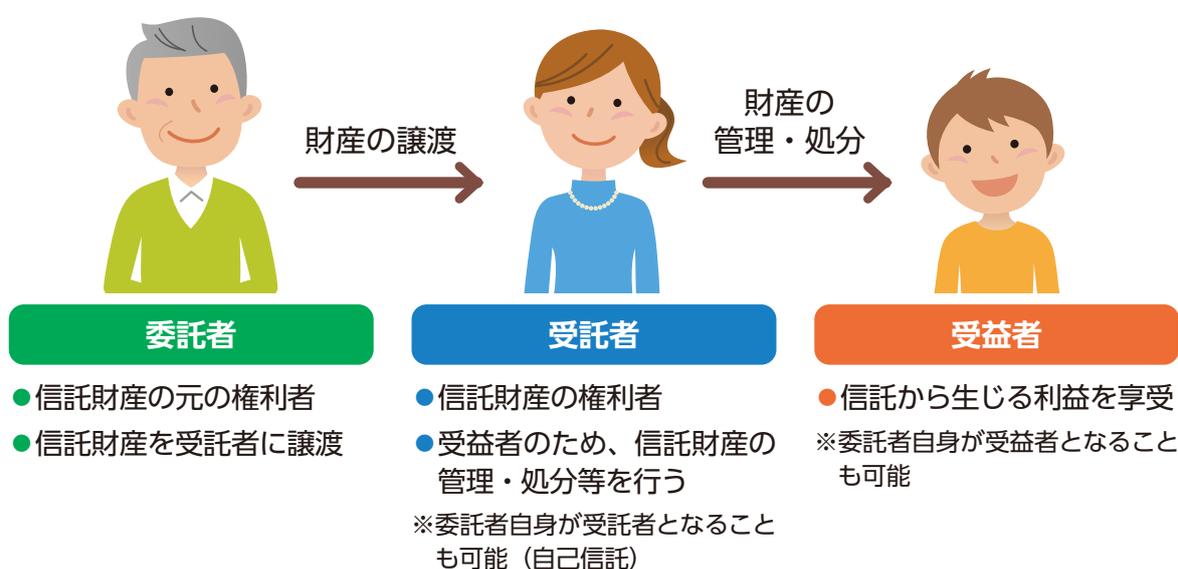
信託法が施行されてから20年近くが経過していますが、近時、国民の方々が認知症などに備えた財産管理を行う際に、親族間での信託の利用が有効であるものの、信託制度自体が国民の方々に十分知られておらず、また、信託制度の内容の理解が十分でないため、その活用が進んでいないとの声も聞かれます。

このパンフレットは、国民の方々に向けて、信託制度の活用方法を分かりやすく解説することを試みたものです。このパンフレットが国民の方々の信託制度の内容の理解に貢献し、正しく信託制度が活用されることを願っています。

## 信託について ※このパンフレットでは、「法」とは全て信託法を指します。

一般に、信託とは、次のページで説明する3種類のいずれかの方法によって、「受託者」と呼ばれる人が、信託で定められた特定の目的に従って、財産の管理・処分のほか、目的の達成のために必要な行為をすることになるものをいいます（法第2条第1項）。

具体例で説明しますと、例えば、高齢の方が、お孫さんの大学卒業までの教育資金に充てるために、一部の銀行預金をお子さん（受託者）に譲渡して、その銀行預金を順次取り崩してお孫さんの教育資金として使わせる場合が挙げられます。



# 信託制度のポイント

Point

## 1 信託をする方法

信託をする方法には、①契約（信託契約）を締結する方法、②遺言（信託遺言）をする方法、③公正証書等を作成して自己信託の意思表示をする方法があります（これらの3つの信託の方法は、総称して「**信託行為**」と呼ばれます。）。

### ① 契約を締結する方法

契約（信託契約）を締結する方法では、委託者になる人が受託者になる人との間で、㉞受託者になる人に対して財産の譲渡等をする事、①受託者になる人が特定の目的に従って財産の管理・処分等をすべきことを内容とする契約を締結することになります（法第3条第1号）。

契約（信託契約）によってされる信託は、契約（信託契約）の締結がされると効力が発生します（法第4条第1項）。



### ② 遺言をする方法

遺言（信託遺言）をする方法では、㉞受託者になる人に対して財産の譲渡等をする事、①受託者になる人が特定の目的に従って財産の管理・処分等をすべきことを内容とする遺言をすることになります（法第3条第2号）。

遺言（信託遺言）によってされる信託は、遺言（信託遺言）の効力が発生するのと同時に効力が発生します（法第4条第2項）（注）

**注** 遺言は、原則として、遺言者の死亡の時からその効力が発生します（民法第985条第1項）。



### ③ 自己信託の意思表示をする方法

自己信託とは、委託者が自ら受託者となる信託です。自己信託の意思表示をする方法では、委託者になる人が、自己の有する財産について、今後、受託者として、特定の目的に従って財産の管理・処分等を自らすべき旨の意思表示を公正証書等によってすることになります（法第3条第3号）。

自己信託は、基本的に公正証書等の作成がされると効力が発生します（法第4条第3項）（注）。



**注** 自己信託の意思表示は、㉞公正証書、④公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録、又は㉞これら以外の書面若しくは電磁的記録で行われる必要があります。また、これらの書面等には、信託の目的、信託財産の特定に必要な事項その他の法務省令（信託法施行規則第3条）で定める事項を記載し、又は記録する必要があります。自己信託は、㉞④の方法による場合は、公正証書等の作成によって効力が発生し（法第4条第3項第1号）、㉞の方法による場合は、受益者となるべき者として指定された第三者に対し、確定日付のある通知がされた時に効力が発生します（同項第2号）。

# 信託制度のポイント

## Point 2 信託制度の主な登場人物(委託者・受託者・受益者)



委託者は、信託の目的に従って管理等をしてもらうため、受託者に対して財産の譲渡などの財産の処分を行う人です。



受託者は、委託者から財産の処分を受け、信託の目的に従って、受益者のため、信託財産の管理・処分のほか、当該目的の達成のために必要な行為を行う人です (注)。

**注** 受託者は、信託の本旨に従い信託事務を処理する義務 (法第29条第1項) のほか、信託財産と受託者の固有の財産を区別して管理する義務 (法第34条第1項)、信託財産についての帳簿等を作成する義務 (法第37条第1項) 等の各種の義務を負います。また、受託者は、その任務を怠ったことにより信託財産に損失が生じた場合には、受益者の請求により、損失をてん補する義務 (法第40条第1項第1号) を負います。



受益者は、受益権を取得して、受託者を監視・監督しながら、信託の利益を享受する人です (注)。

**注** 受益者には、受託者に対して信託事務の処理の状況について報告を求める権利 (法第36条) のほか、信託財産についての帳簿等の閲覧を請求する権利 (法第38条第1項)、受託者の違法行為の差止請求権 (法第44条) 等の各種の権限が与えられています。

## Point 3 信託の目的

受託者による信託財産の管理は、信託行為において定められた信託の目的に従う必要があり、信託の目的は、信託制度の中で重要な意味を持っています。信託の目的がおよそ存在しないようなものは、信託としては無効です。また、信託の目的は、専ら受託者の利益を図るものであってはなりません (法第2条第1項) (注)。

**注** 信託の目的から専ら受託者の利益を図る目的が除かれている理由は、信託は、受託者が受益者のために財産の管理・処分等をするものであるからです。受託者が専ら自らの利益を図ることを目的として財産の管理・処分等をするのであれば、それは単純に受託者の固有の財産として扱えば足り、信託法に基づく各種の義務を受託者に課す意味も、信託財産に属する財産について独立性 (※ Point4) を認める意義も存在しないものと考えられています。

## Point

# 4

## 信託財産

信託制度の対象になるものは「信託財産」と呼ばれます。信託財産とすることができる財産は、金銭的価値に見積もることができるものであれば、金銭や不動産に限られず、全て含まれると考えられています。例えば、有価証券、株式、特許権等の知的財産権等も含まれます（法第16条）。

信託財産は、委託者から受託者に移転され、受託者が信託財産の権利者になります。また、信託財産は、受託者の固有の財産（固有財産と呼ばれます。）とは区別して取り扱われます。具体的には、万が一受託者が倒産するといった事態が生じた場合にも、信託財産は固有財産とは区別して取り扱われ、受託者の倒産の影響を受けません（注1）。これは、信託の倒産隔離機能と呼ばれています（法第25条第1項）。

登記・登録制度のある財産については、信託の登記・登録をしなければ、その財産が信託財産に属すること（固有財産と区別して取り扱われること）を第三者に対抗することができませんので、注意が必要です（法第14条）（注2）。

**注 1** これにより、受託者が倒産しても、受託者の債権者は信託財産を差し押さえることができません。

**注 2** 登記・登録制度のある財産とは、例えば、不動産の所有権、自動車の所有権、抵当権、地上権、特許権、著作権など、その財産一般について公示制度（登記・登録など）が整備されているものです。

## Point

# 5

## 信託の終了

信託は、委託者と受益者の合意がされたときや、信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときなど、法の定める終了事由が生じたときに終了します（法第163条）（注）。

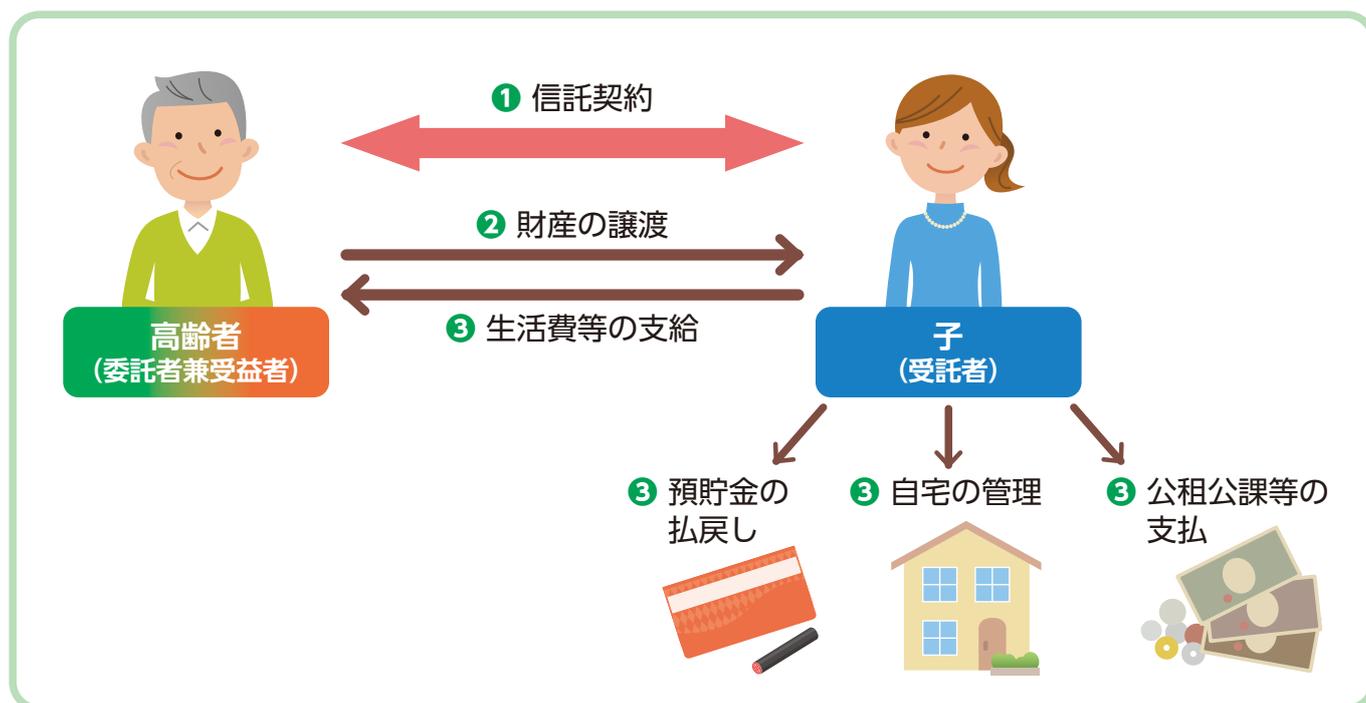
**注** 信託の終了事由が生じた場合にも、信託は、清算のため、清算事務が完了するまで、なお存続するものとみなされます（法第176条）。清算事務は、信託の終了事由が生じた以降の受託者（清算受託者と呼ばれます。）が行うこととされ、具体的な事務の内容は法第177条により定められています。

# 信託の活用例

## Example 1 高齢の方の生活支援のための信託

信託は、高齢の方の生活支援のために活用することができます。典型的な例として、例えば、高齢の親が、将来自分の判断能力が衰えてしまう事態に備えるため、以下の方法により、自分の財産を信頼できる家族（受託者）に信託し、その家族（受託者）から支援を受けることが考えられます（注）。

- ① 高齢の親が、委託者兼受益者として、受託者となる子との間で信託契約を締結する。
- ② 高齢の親が、自分の財産を子に譲渡する。
- ③ 子が、受託者として財産管理をしながら、預貯金の払戻しや自宅の管理、公租公課の支払等の必要な支出を行うほか、受益者である高齢の親に対して生活費等を支給する。

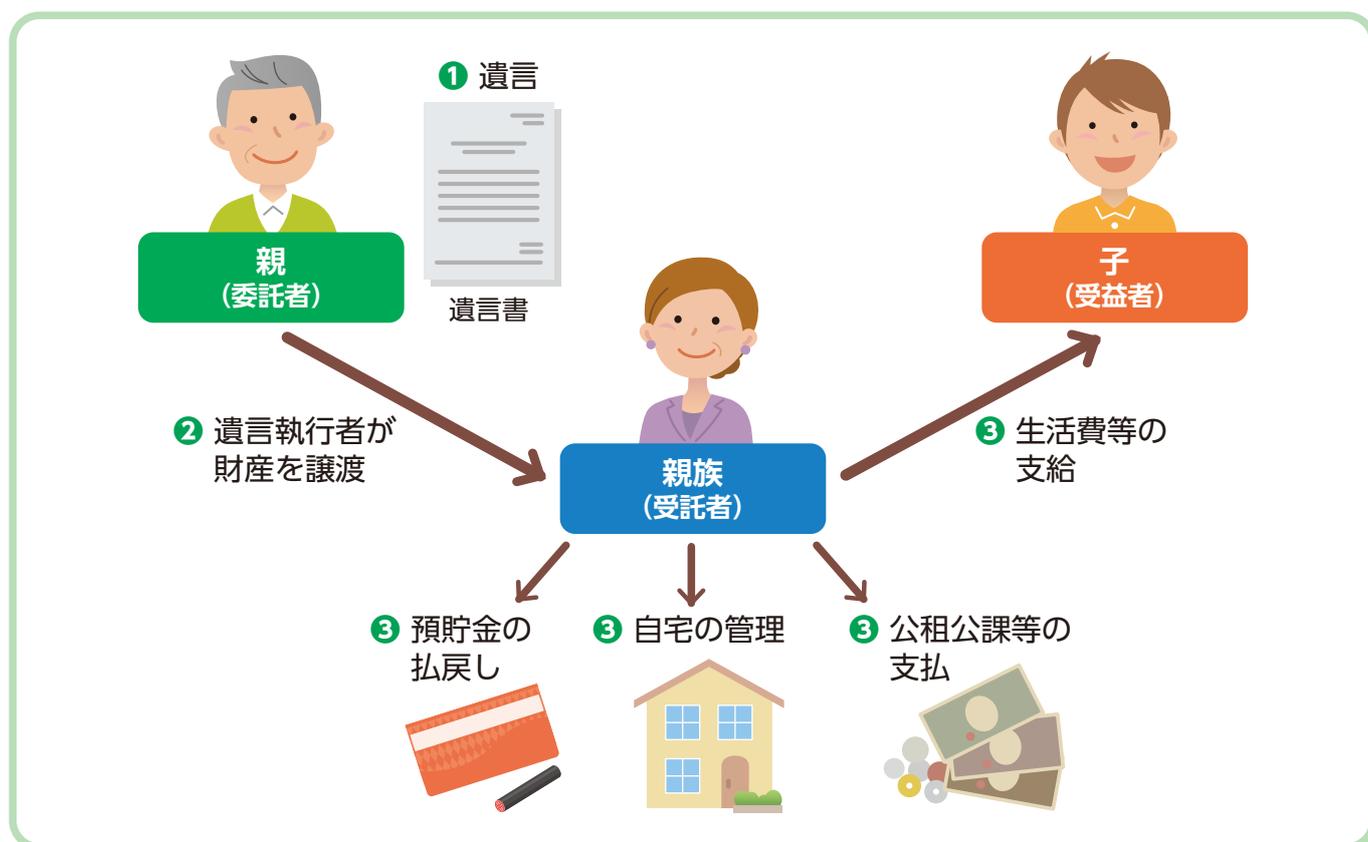


**注** 高齢の方の生活支援のための信託を活用することにより、例えば、**㊦**長期にわたり生活費を定期的に受領できるようにしておきたい、**㊧**自己が入居する老人ホームの月々の利用料が確実に支払われるようにしておきたい、**㊨**将来、悪徳詐欺商法に引っ掛かる不安をなくしておきたいといったニーズに対応することが可能となると考えられます。

## Example 2 障害のあるお子さんの扶養のための信託

信託は、障害のあるお子さんの扶養のために活用することもできます。典型的な例として、例えば、障害のあるお子さんを持つ親が、自分の死後に、お子さんが生活に困窮することのないように、以下の方法により、自分の財産を信頼できる家族（受託者）に信託し、その家族（受託者）がお子さんを支援することが考えられます（注1）（注2）。

- ① 親が、受託者として親族を指定した上で、その親族が子の生活を支援することを内容とする遺言をする。
- ② 親の死後、遺言執行者が親族に対して、財産を譲渡する。
- ③ 親族は、受託者として財産管理をしながら、預貯金の払戻しや自宅の管理、公租公課の支払等の必要な支出を行うほか、受益者である子に対して生活費等を支給する。



**注 1** お子さんの扶養のための信託として、遺言の代わりに、親がその生前に親族（受託者）との間で信託契約を締結し、自分の死後の受益者としてお子さんを指定することもできます（このような信託は「遺言代用信託」と呼ばれます。）。

**注 2** お子さんに財産を生前贈与した場合には、お子さんが詐欺的商法などに引っかかり、財産を失う危険がありますが、信託を利用した場合にはこのような危険を回避することができ、また、お子さんの毎月の生活費の額や用途を生前に定めておくことにより、お子さんの生活をあらかじめ設計することができます。

# 信託Q&A

Q1

信託により、委託者の債権者の権利が不当に害されることはないのですか？

A1

委託者が自己の債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、委託者の債権者は、受託者を被告として、詐害行為取消権の規定（民法第424条）による取消し（注）を裁判所に請求することができます（法第11条第1項）。

**注** 民法第424条第1項では、「債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。」と定められています。

Q2

高齢者や未成年者など受託者に対する監督が十分にできない受益者の保護はどのように図るのですか？

A2

信託法では、そのような場合に備えて、①委託者が受託者の監督権限を有すること（法第145条第2項・第3項）（注1）として、委託者が受益者に代わって受託者を監督すること、②受益者のために受託者の監督を行う者として信託監督人（法第131条）（注2）を選任し、信託監督人に受託者の監督を行わせることを認めており、これらの人のサポートを得ることにより受益者を保護することを可能としています。

**注 1** 例えば、委託者には、受託者に対する信託事務の処理の状況等に関する報告請求権（法第36条）や、受託者の違法行為の差止請求権（法第44条）等の権限が与えられています。

**注 2** 信託監督人は、受益者のために、自己の名をもって、受託者の監督のための受益者の権利に関する一切の行為をする権限を有する人です。

Q3

受益権を譲渡することはできますか？

A3

信託法では、受益者は、その有する受益権を譲り渡すことができることとされています（法第93条第1項）。ただし、受益権の譲渡がその性質に反するときは、受益権の譲渡はできないこととされており（同項ただし書）（注1）、また、信託行為の定めによって受益権の譲渡を禁止し、あるいは受益権の譲渡に一定の制限を加えることができることとされています（同条第2項）（注2）。

**注 1** 例えば、受益者の扶養を目的とする信託など、信託目的との関係で受益者が特定されているような場合には、受益権の譲渡ができないと判断される可能性があります。

**注 2** ただし、そのような信託行為の定めは、そのような定めがあることを知らず、かつ、知らないことについて重大な過失のない人には対抗することができません（法第93条第2項）。

**Q4**

## 受託者の信託事務の処理を 第三者に委託することはできますか？

受託者の信託事務については、以下の3つの場合には、その処理を第三者に委託することができます。

- ① 信託行為において信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがある場合（法第28条第1号）
- ② 信託行為に定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるとき（同条第2号）（注1）
- ③ 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することについて信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき（同条第3号）（注2）

**A4**

なお、受託者は、信託事務の処理を第三者に委託する場合には、信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならず（法第35条第1項）、第三者への委託後は、第三者に対し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければなりません（同条第2項）。

- 注 1** 相当であると認められるときとしては、例えば、受託者が自ら行うよりも第三者に委託した方が費用や時間などの点で合理的である場合や、受託者の本来的な事務から外れており、通常、受託者が自ら処理するとは期待されていない場合などが考えられます。
- 注 2** やむを得ない事由があると認められるときとしては、例えば、受託者が長期間の入院や急な海外出張のため、自ら信託事務を処理することが困難な場合などが考えられます。

**Q5**

## 信託を変更することはできますか？

**A5**

信託の変更は、信託行為に定められた信託の目的や信託財産の管理方法等の事項について、事後的に、変更を行うものです。信託の変更は、原則として、変更後の信託行為の内容を明らかにして、委託者、受託者及び受益者の三者全員の合意によって行うことができます（法第149条第1項）。

Q6

**信託は、成年後見制度や遺言などの他の財産管理等の手段と併用することはできますか？**

A6

信託と成年後見制度（注）や遺言などの他の財産管理等の手段は、それぞれ役割や効力の及ぶ範囲が異なっており、併用することもできます。信託を利用しようとする当事者のニーズ等によって、信託とこれらの制度のメリット・デメリットも異なり得ると考えられますので、信託とこれらの制度を併用するかどうか、併用するとしてどのような形で併用するかといった点については、弁護士や司法書士等の専門家のサポートを受けながら検討することが考えられます。

**注** 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。法定後見制度では、本人の判断能力が十分でない時に、家庭裁判所が個々の事案に応じて本人を支援する人を選任し、その権限も基本的に法律で定められています。任意後見制度では、本人が、十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、本人を支援する人や将来その人に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、その人が委任された事務を本人に代わって行います。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00386.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00386.html)



**法務省民事局参事官室**

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1  
TEL 03-3580-4111（代） <https://www.moj.go.jp>



